

第 1 回薩摩川内市自治総合審議会

- 日 時 令和 5 年 6 月 1 日 (木) 10時30分～
- 場 所 薩摩川内市役所本庁6階 601会議室

会 次 第

1 委嘱状交付式

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶

2 薩摩川内市自治総合審議会

- (1) 開 会
- (2) 委員紹介
- (3) 薩摩川内市自治総合審議会の概要について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) 会長及び副会長の互選について
- (6) 協議・報告
 - ① 会議の公開の取扱いについて【協議】
 - ② 第2次薩摩川内市総合計画の概要について【報告】
 - ③ 第3次薩摩川内市総合計画の策定方針について【報告】
 - ④ 第3次薩摩川内市総合計画の策定経過について【報告】
- (7) その他
- (8) 閉 会

薩摩川内市自治総合審議会 名簿

区分	団体等名称	役職名	氏名
1	川内商工会議所	会頭	橋口 知章
2	薩摩川内市商工会	理事	坊野 好伸
3	事業協同組合 薩摩川内市企業連携協議会	代表理事	田中 博
4	北さつま農業協同組合	総務経済担当常務	下口 和幸
5	甌島漁業協同組合	副組合長	瀧津 俊二
6	薩摩川内市教育委員会	教育委員	常盤 美幸
7	鹿児島銀行川内支店(川内市金融団三水会)	店内代理	福重 瑞恵
8	株式会社 薩摩川内市観光物産協会 (FMさつませんだい)	代表取締役社長	井龍 大
9	社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会	会長	上屋 和夫
10	特定非営利活動法人 薩摩川内市スポーツ協会	副会長	川畑 佐代子
11	特定非営利活動法人 薩摩川内市文化協会	理事	吉永 真弓
12	公益財団法人 薩摩川内市民まちづくり公社	理事長	今吉 俊郎
13	公益社団法人 川内青年会議所	副理事長	山崎 涼香
14	隈之城地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会)	会長	赤崎 弘熙
15	八重地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会)	会長	前園 正夫
16	青瀬地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会)	会長	東 実
17	鹿児島県北薩地域振興局	局長	北菌 育子
18	川内公共職業安定所	所長	清藤 朋子
19	鹿児島純心大学	准教授	柳園 順子
20	鹿児島大学	教授	升屋 正人
21	薩摩川内市まちづくりデザイン会議	会長	中俣 知大
22	薩摩川内市男女共同参画女性人材バンク	—	内野 久子
23	公募	—	川原 由美

【事務局】

No.	所 属	役職名	氏名
1	未来政策部	部長	古川 英利
2	企画政策課	課長	下門 隆嗣
3	企画政策課	SDGs未来都市 担当課長	中村 慎吾
4	企画政策課	課長代理	中俣 哲男
5	企画政策課	主幹兼 SDGs・開発G長	井ノ下 真一
6	企画政策課	政策G長	神川 健一郎
7	企画政策課	地域デザイン・ 移住定住G長	早瀬 孝一
8	企画政策課	政策G員	鮫島 貴裕
9	企画政策課	政策G員	新原 翔二
10	企画政策課	政策G員	神菌 直明
11	企画政策課	政策G員	堂前 康介
12	企画政策課	SDGs・開発G員	久保田 詩織

■ 薩摩川内市自治総合審議会の概要について

<設置根拠>

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、本市の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市に執行機関の附属機関を置き、その名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	名称	担任する事務
市長	薩摩川内市自治総合審議会	市長の諮問に <u>応じて、薩摩川内市自治基本条例（平成20年薩摩川内市条例第41号）に関する事項並びに薩摩川内市総合計画の策定及び改定について調査・審議する事務</u>

○薩摩川内市自治総合審議会規則（平成16年薩摩川内市規則第5号）（抜粋）

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体の役員及び職員
- (2) 学識経験者その他市長が必要と認めた者

（任期）

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

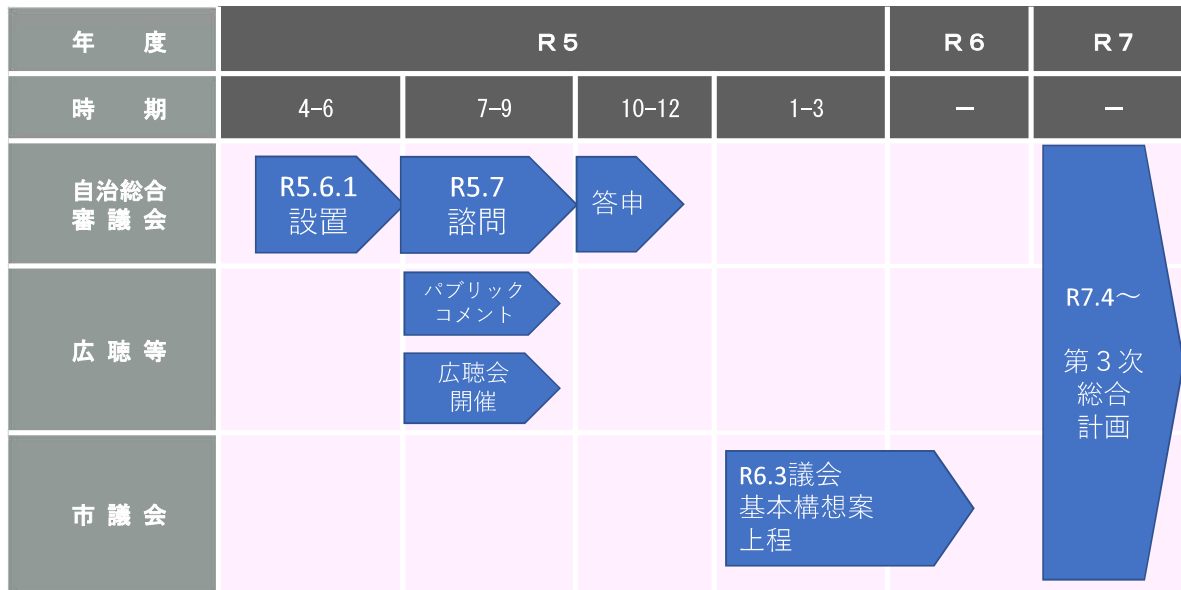
2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。



今後のスケジュール



※ スケジュールは現時点の予定です。審議の進捗等により変更となる場合があります。

スケジュール詳細

時期	自治総合審議会	その他
R5.6.1	【第1回】 委嘱・概要等説明	
R5.7.7	【第2回】 案イメージ説明	
R5.7.14	【第3回】 諮問・原案説明①	
R5.7～8		広聴会
R5.8.1	【第4回】 原案説明②	
R5.8		パブリックコメント (8/1～8/31)
R5.8.8	【第5回】 原案説明③	
R5.9.14	【第6回】 広聴等の状況報告	
R5.10.24	【第7回】 調整	第7回以降の開催時期・回数については審議の状況により変動
R5.11.21	【第8回】 答申	
R5.12		答申を踏まえ庁内検討・調整
R6.1		庁内案決定
R6.2		R6.3議会 基本構想案上程
R7.4～	第3次薩摩川内市総合計画	

※ スケジュールは現時点の予定です。審議の進捗等により変更となる場合があります。

■ 薩摩川内市自治総合審議会の会長及び副会長の互選について

薩摩川内市自治総合審議会の委員について、令和5年6月1日付けで委嘱を行い、任期については諮問に係る答申が終了する日までとさせていただいたところである。

については、薩摩川内市自治総合審議会規則第4条の規定により会長及び副会長を置く必要があることから、選任を求める。

会 長	
副会長	

① 会議の公開の取扱いについて【協議】

会議については原則として公開としてよろしいか。

<参考> 薩摩川内市自治基本条例（平成20年薩摩川内市条例第41号）

（審議会等への参加）

第19条 略

2 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開とした場合は、この限りでない。

<参考> 薩摩川内市情報公開条例（平成16年薩摩川内市条例第12号）

（会議の公開）

第25条 実施機関に置かれた附属機関及びこれに準ずる機関は、薩摩川内市自治基本条例第19条第2項の規定に基づき、その会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

<参考> 薩摩川内市会議の公開に関する要綱（平成24年薩摩川内市告示第172号）

（会議の公開）

第3条 審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 条例第7条各号に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項について審議、審査、調査等（以下「審議等」という。）を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき。

（公開又は非公開の決定）

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が、当該審議会等の会議に諮って行うものとする。

- 2 審議会等の長は、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、当該審議会等の会議に諮って会議を非公開とすることができるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議の審議等の事項に非公開とすべき事項とそれ以外の事項とがある場合において、審議等を容易に分離して行うことができると認められるときは、当該審議会等の会議に諮って非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。
- 4 審議会等の長は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

（公開の方法等）

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場（以下「会場」という。）に一定の傍聴席を設けるよう努めるものとする。

3～5 ……略……



第2次薩摩川内市総合計画 の概要について【報告】



総合計画とは



本市自治基本条例に基づく最上位で総合的な計画
※ 下層には、約80の個別の行政計画

将来を見据えた長期行政計画

達成目標数値等で市民と進捗状況を共有

多層的な構成で社会変化に対応

市民と行政にとって共通の**まちづくりビジョン**

※まちづくりとは、「まち」をより良いものにつくり変えていくありさま（様相）



第2次薩摩川内市総合計画の構成・期間



<計画の構成と期間>

第2次薩摩川内市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成している。

● 基本構想

本市のまちづくりの全領域にわたる中長期的な目標として、あるべき姿や目指すべき方向を定めるもの

※ 計画期間 10年間(平成27年度～令和6年度)

● 基本計画

基本構想の実現に向けたまちづくりの具体的な取組や進め方を定めるもの

※ 計画期間 前期・後期それぞれ5年間

和暦(年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
西暦(年度)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
基本構想 (10年間)	→									
基本計画 (5年間)	前期 →					後期 →				

R7を始期とする
未来のビジョン
(第3次総合計画)

現行の計画期間

3



第2次薩摩川内市総合計画の 基本理念・将来都市像



<基本理念>

【安全・安心】互いに支えあい、安全・安心な暮らしを充実します

【活力】培った地域の活力から、更なる魅力を創造します

【共生】人と地域が活躍する、共生協働のまちづくりを進めます

【行財政】効果的・効率的な行財政運営を推進します



<将来都市像>

人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内

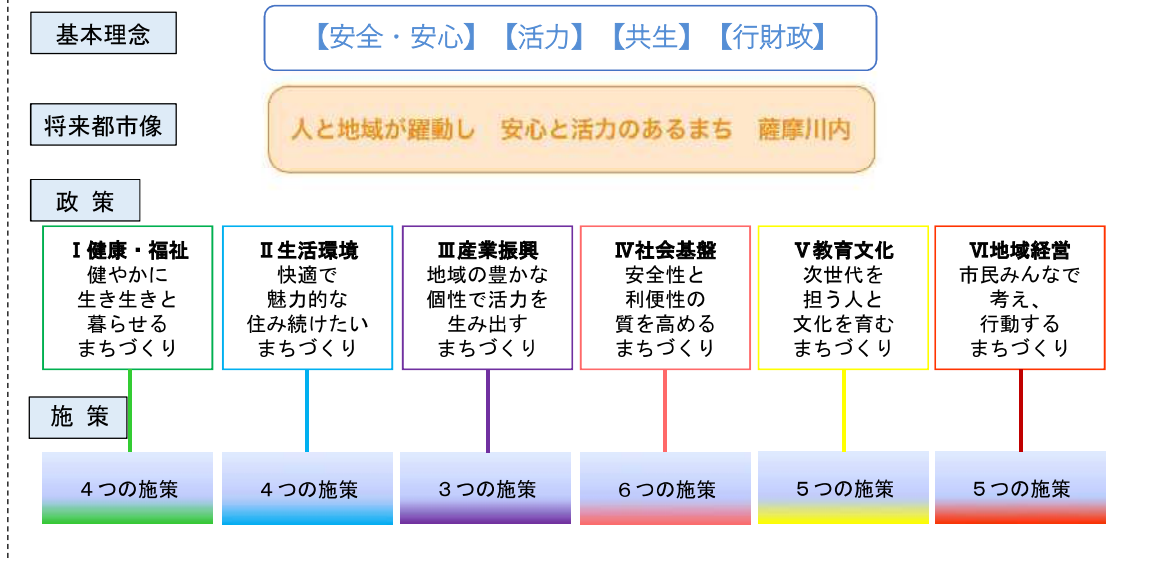
4



第2次薩摩川内市総合計画の 政策・施策 ①



第2次薩摩川内市総合計画では、基本理念・将来都市像の実現に向けて、6つの政策・27つの施策を展開している。



5



第2次薩摩川内市総合計画の 政策・施策 ②



政策	施策
I 健康・福祉 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実 2 安心して子どもを産み育てられる支援の強化 3 地域が支える高齢者福祉の充実 4 地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実
II 生活環境 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民の安全確保と防災対応の推進 2 持続可能で快適な地域を守る環境対策の充実 3 安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進 4 公園等の整備・維持管理と良好な景観形成の推進

6



第2次薩摩川内市総合計画の 政策・施策 ③



政策	施 策
Ⅲ 産業振興 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり	1 一次産業の振興と六次産業化の促進 2 地域の強みを活かしたビジネス展開と連携による商工業の振興 3 市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開
Ⅳ 社会基盤 安全性と利便性の質を高めるまちづくり	1 災害に強い防災基盤の整備・保全 2 快適な住環境と利便性の高い市街地の整備・保全 3 発展を支える公共交通ネットワークの整備 4 利便性の高い道路の整備・保全 5 次世代通信基盤整備とICT、IoT等の活用推進 6 人と物流を支える港湾機能の充実

7



第2次薩摩川内市総合計画の 政策・施策 ④



政策	施 策
V 教育文化 次世代を担う人と文化を育むまちづくり	1 未来をたくましく生きる力を育む教育の推進 2 地域全体で子どもを守り育てる環境整備 3 学び活かす生涯学習と多文化共生の推進 4 誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用 5 スポーツ活動を楽しむ環境整備
Ⅵ 地域経営 市民みんなので考え、行動するまちづくり	1 地域力を発揮するコミュニティ活動等への支援 2 お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進 3 市民の視点に立った身近で利用しやすい市役所づくりの推進 4 効果的かつ効率的な行政経営の推進 5 健全で安定した財政運営の推進

8



第2次薩摩川内市総合計画 後期計画の策定のポイント



《後期基本計画・策定の方針》

ポイント①

人口減少対策の一体的な推進（総合戦略の統合）

ポイント②

持続可能な社会の実現に向けた取組の推進（SDGs）

ポイント③

グローバル化への対応（貿易、インバウンド、技術革新、多文化共生 など）

ポイント④

若者・子育て世代も魅力を感じるまちづくり

（子育て支援・雇用の場・環境づくり など）

9



薩摩川内市総合戦略



＜第2期薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略（重点プロジェクト）＞

特に「薩摩川内市人口ビジョン」において整理した地域課題と、目指すべき将来展望を実現していくために、**4つの分野**から構成される施策を集中的かつ効果的に推進・展開していくことを目的に策定したもの

（計画期間は令和6年度まで）

- ① 生き生きと働くまち薩摩川内プロジェクト 【雇用】
- ② 暮らしたいまち薩摩川内プロジェクト 【移定住】
- ③ 子育てするなら薩摩川内プロジェクト 【結婚・出産・子育て】
- ④ 豊かに暮らす薩摩川内プロジェクト 【地域づくり】

地方版総合戦略

地域の人口動向、
産業実態を踏まえた、
基本的な目標を提示

- 第2次総合計画後期基本計画の策定に合わせて総合戦略を統合
- 総合計画上の「重点プロジェクト」に位置付け
- 基本目標を示した上で、重点的かつ戦略的に取り組むべき施策の方向性（成果指標を含む。）として再掲

10



薩摩川内市総合戦略 ～ 雇用 ～



基本目標 1 生き生きと働くまち薩摩川内

国・県等の関係機関等と連携し、雇用確保、所得向上及び地域経済の活性化を図ります。

成果指標	現状値	目標値
農業産出額	1 6 3 億円 (R 3)	1 6 2 億円 (R 6)
年間雇用保険被保険者数	25,983人 (R 3)	26,000人 (R 6)
企業誘致数 (立地協定件数)	3 件 (R 3)	25件 (R 6)
市内の主な直売施設等の販売額	523,591千円 (R 3)	665,000千円 (R 6)

施策の方向性

- ①一次産業の振興と六次産業化の促進
◆担い手づくりの推進 等
- ②地域の強みを生かしたビジネス展開と連携による商工業の振興
◆地域経済活性化と多様な人材を活かす雇用対策の推進 等
- ③市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネス展開
◆交流人口、関係人口、インバウンドの拡大 等
- ④人と物流を支える港湾機能の充実
◆川内港の利活用推進
- ⑤スポーツ活動を楽しむ環境整備
◆スポーツ振興による地域の活性化



薩摩川内市総合戦略 ～ 移定住 ～



基本目標 2 暮らしたいまち薩摩川内

少子化や若年層の域外への進学・就職に伴う人口減少が顕著なことから、地元企業や大学等との連携による人材創出、移定住の推進強化を図ることにより、若年層の流出を防ぎ、転入を増加させます。

成果指標	現状値	目標値
転入者数 － 転出者数	4 3 人 (R 3)	△1 2 9 人 (R 6)

施策の方向性

- ①市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開
◆市民と一体となったシティセールスプロモーションの充実
- ②快適な住環境と利便性の高い市街地の整備・保全
◆移住、定住の促進
- ③効果的かつ効率的な行政経営の推進
◆広域連携等の推進

※R3目標値は△195人であったが43人の増加に転じた。
これは、域内の大企業の採用増に伴うものと推測される。



基本目標 3

子育てするなら薩摩川内 ～もう1人持ちたい夢をかなえる～

出会いの場づくりを支援し、その上で若者の雇用を確保することにより結婚への不安解消を図ります。子育てに係る経済的負担の軽減や緩和を図るほか、仕事と生活のバランスのとれた環境を創出することにより、子育ての不安を解消し、理想とする子どもの数が持てる環境を実現します。

成果指標	現状値	目標値
合計特殊出生率	1.77人 (R2)	1.90人 (R5)
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.8% (R3)	97% (R6)

施策の方向性

- ①安心して子どもを産み育てられる支援の強化
◆出会い・結婚新生活の支援 等
- ②未来をたくましく生きる力を育む教育の推進
◆教育環境の充実
- ③地域全体で子どもを守り育てる環境整備
◆地域の教育力の向上



基本目標 4

豊かに暮らす薩摩川内

都市としての機能確保と集落生活圏を維持するため、地域形成の在り方を検討します。

また、地域での多様性のある暮らしを実現するため、地域に応じた福祉サービスや防災体制等について、関係者が相互に協力・連携して、地域での生活支援のためのシステムを構築します。

成果指標	現状値	目標値
休日や夜間など緊急時の医療体制対応率	71.9% (H30)	73% (R6)
過去1年間の介護予防元気度アップ事業への参加率	7.4% (R3)	30% (R6)
居住誘導区域内の人口密度	31人/h a (R3)	30.7人/h a (R6)
自主活動、市民活動に取り組み、補助金を活用している地区コミ、NPO、ボランティア団体等	18団体 (R3)	60団体 (R6)

施策の方向性

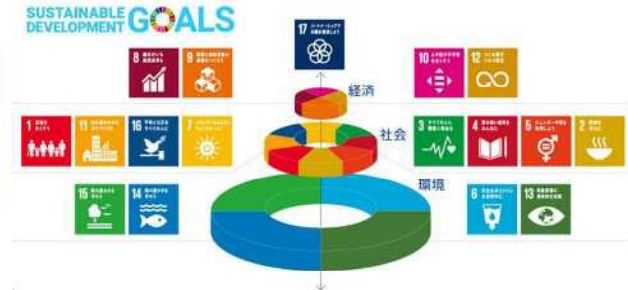
- ①生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実
◆健康に対する市民意識の向上 等
- ②地域が支える高齢者福祉の充実
◆介護予防と生きがいづくりの推進
- ③市民の安全確保と防災対応の推進
◆地域防災力の向上
- ④安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進
◆汚水処理人口普及率の向上
- ⑤快適な住環境と利便性の高い市街地の整備
◆中心市街地の形成と魅力ある発展
- ⑥次世代通信基盤整備とICT、IoT等の活用推進
◆次世代通信基盤等の整備 等
- ⑦未来をたくましく生きる力を育む教育の推進
◆小中一貫教育の充実
- ⑧学びを活かす生涯学習と多文化共生の推進
◆生涯学習の展開とネットワーク化
- ⑨スポーツ活動を楽しむ環境整備
◆生涯スポーツの推進
- ⑩地域力を発揮するコミュニティ活動等への支援
◆地域の自立・活性化への支援



薩摩川内市総合計画とSDGs ①



第2次薩摩川内市総合計画とSDGsとの関連



SDGsの理念については、本市総合計画で示している「基本理念」や「将来都市像」、「施策の方向性」と重なるものであり、総合計画を推進することでSDGs達成に向けた取組を推進することに繋がっていく。

第2次総合計画後期基本計画においては、施策ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGs推進に取り組むこととしている。



薩摩川内市総合計画とSDGs ②



政策	施策	SDGs
I 健康・福祉 健康・福祉 健康・福祉 健康・福祉	1 生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実 2 安心して子どもを産み育てられる支援の強化 3 地域が支える高齢者福祉の充実 4 地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	
II 生活環境 生活環境 生活環境 生活環境	1 市民の安全確保と防災対応の推進 2 持続可能で快適な地域を守る環境対策の充実 3 安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進 4 公園等の整備・維持管理と良好な景観形成の推進	
III 産業振興 産業振興 産業振興 産業振興	1 一次産業の振興と六次産業化の促進 2 地域の強みを活かしたビジネス展開と連携による商工業の振興 3 市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開	



薩摩川内市総合計画とSDGs ③



政策	施策	SDGs
IV 社会基盤 安全性と利便性の質を高めるまちづくり	1 災害に強い防災基盤の整備・保全 2 快適な住環境と利便性の高い市街地の整備・保全 3 発展を支える公共交通ネットワークの整備 4 利便性の高い道路の整備・保全 5 次世代通信基盤整備とICT、IoT等の活用推進 6 人と物流を支える港湾機能の充実	
V 教育文化 次世代を担う人々と文化を育むまちづくり	1 未来をたくましく生きる力を育む教育の推進 2 地域全体で子どもを守り育てる環境整備 3 学び活かす生涯学習と多文化共生の推進 4 誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用 5 スポーツ活動を楽しむ環境整備	
VI 地域経営 市民みんなで行動するまちづくり	1 地域力を発揮するコミュニティ活動等への支援 2 お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進 3 市民の視点に立った身近で利用しやすい市役所づくりの推進 4 効果的かつ効率的な行政経営の推進 5 健全で安定した財政運営の推進	

17



薩摩川内市総合計画とSDGs ④



未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言



薩摩川内市未来創生SDGs・ カーボンニュートラル宣言



美しい自然と、古い歴史を誇りとする薩摩川内市は、人口減少・少子高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、SDGsの理念を理解し、共通目標としてその達成に向けた取組を推進することで、あらゆる人たちが活躍できる多様性と包摂性のある社会の実現や持続可能で魅力的なまちづくりを進めていくことを、宣言します。

- SDGsにおける「誰一人取り残さない」との理念の下、経済・社会・環境の三側面における統合的な取組を、市民・事業者等と連携しながら推進することにより、持続可能で魅力的なまちづくりを目指します。
- 国際社会の一員として、脱炭素社会の実現を目指し、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ薩摩川内」の実現に、市民や事業者等と一体となって取り組みます。

令和3年6月議会
『施政方針演説』において宣言

令和3年6月8日
薩摩川内市長 田中良二

18



第 3 次薩摩川内市総合計画の 策定方針について【報告】



第 3 次総合計画の策定方針



< 第 3 次総合計画 >

- ・ 市政の総合的な経営指針
- ・ 各分野の個別計画等の最上位計画

本市の持続可能な発展に向けて進むべき道筋、
未来のまちの姿を示す **羅針盤** となるために、
市民の皆さまと協働して策定する必要がある。

市民・地域の皆さまの声を反映させるために…

策定方針

広聴活動を重視して未来のまちのビジョンを策定する

※ 策定方針の詳細については、次回以降の審議会にて提示



第3次薩摩川内市総合計画の 策定経過について【報告】



策定経過 ①



<総合計画策定に向けたこれまでの主な広聴活動>

● 令和デザイントーク

広く市民の声を聴くため、各種団体との対話を実施

令和2年11月～令和3年12月(全6回)

● 薩摩川内市みらいアドバイザー

持続可能で魅力的なまちづくりの推進に当たり、高校生の視点からの意見・助言を求めるために設置

令和2年9月～(市内各高校で実施)

● 薩摩川内市まちづくりデザイン会議・市民フォーラム

本市の将来像を展望し、まちづくりの方向性について検討を行う市民参加型の組織として設置

提言発表の場として「市民フォーラム」実施

令和4年7月～令和5年2月



策定経過 ②



<総合計画策定に向けたこれまでの主な庁内検討>

● 広聴・新ビジョン調査プロジェクトチーム

プロジェクトチームを立ち上げ、第1期は「令和デザイントーク」、第2期は「薩摩川内市まちづくりデザイン会議」における意見の広聴活動を実施

令和2年12月 第1期広聴・新ビジョン調査PT 設置
令和4年7月 第2期広聴・新ビジョン調査PT 設置

● 横断的政策立案作業部会

総合計画策定に向けた庁内検討体制として、8つの「横断的政策立案作業部会」を設置し、それぞれの所掌分野の現状把握・分析を実施

令和3年度 実施

● 政策会議総合計画策定部会

部会を中心に第3次総合計画の内容・本文を検討中

令和4年10月～現在に至る

3



策定経過 ～ 令和デザイントーク ① ～



<令和デザイントーク>

広く市民の声を聴くために開催される市民との対話の場

回数	テーマ	相手方
第1回	新型コロナウイルス感染症流行下における飲食店の状況等について	県飲食業生活衛生同業組合 薩摩川内支部
第2回	産後ケアを中心とした助産師の現状と課題	公益社団法人助産師会
第3回	薩摩川内市みらいアドバイザー政策提言発表会	薩摩川内市みらいアドバイザー 委嘱校 川内高等学校1年生
第4回	幼稚園教育の現状と課題	市内幼稚園理事長、園長
第5回	農業の担い手の育成・確保	花き農家、果樹・工芸農家、野菜農家、工芸農家
第6回	地元企業の担い手確保	川島学園れいめい高等学校 生徒・先生

4



策定経過 ～ 令和デザイントーク ② ～



▼ 各団体との対話・広聴の様子



▲ 職員による広聴組織

広聴・新ビジョン調査
プロジェクトチーム

5



策定経過 ～ 薩摩川内市みらいアドバイザー～



< 薩摩川内市みらいアドバイザー事業 >

持続可能で魅力的なまちづくりの推進のため、市が抱える課題等の解決策を考えて、生徒が市へ政策提言を行う事業

高校生が政策提言

薩摩川内市みらいアドバイザー

10月12日(火)、川内商工高校2年生7人に、15日(金)、川内高校1・2年生に、1薩摩川内市みらいアドバイザー」の委嘱が行われました。これは「課題研究」や「総合的な学習・探究の時間」の授業で地域課題の解決策をまとめ、市へ政策提言を行うことを目的としたものです。



▲川内商工高校



▲川内高校

令和3年11月
広報薩摩川内お知らせ版



令和4年9月17日(金)、川内商工高校2年生の3名が「みらいアドバイザー」として委嘱され、課題研究として政策提言を取り組んでまいりました。
その成果をまとめ、11月17日(月)に本校では初めての「みらいアドバイザー」政策提言発表大会が行われました。

令和5年1月
広報薩摩川内

鹿児島県立 川内商工高等学校



川内商工高校生
市に政策提言
薩摩川内
この薩摩川内市みらいアドバイザーを委嘱されたのは、10月12日(火)に川内商工高校2年生7人に、15日(金)に川内高校1・2年生に、1薩摩川内市みらいアドバイザー」の委嘱が行われました。これは「課題研究」や「総合的な学習・探究の時間」の授業で地域課題の解決策をまとめ、市へ政策提言を行うことを目的としたものです。

南日本新聞
(令和4年3月20日)

6



策定経過 ～ まちづくりデザイン会議 ① ～



<薩摩川内市まちづくりデザイン会議>



第3次薩摩川内市総合計画の策定に向けて、市民が長期的視点に立ち、市のあるべき姿を展望しながら、まちづくりについて提言するために設置された会議

高校生を含めたあらゆる世代で構成された62名の委員が12のグループに分かれて、全6回の会議をワークショップ形式で実施

まちづくり	1-1.地域経営・コミュニティ活動	福祉・教育	3-1.若者の活躍
	1-2.男女共同・ダイバーシティ		3-2.子育て
	1-3.SDGs・カーボンニュートラル（脱炭素）の推進		3-3.健康・福祉
暮らし・安全	2-1.安全安心	産業振興	4-1.農漁業
	2-2.市街地の魅力		4-2.商工業
	2-3.移住・定住		4-3.観光シティセールス

7



策定経過 ～ まちづくりデザイン会議 ② ～



▼ 4つの分科会において、3つのテーマに分かれてワークショップ形式で未来のまちづくりに向けた意見交換を実施



▲ ファシリテーターによる進行管理（より多くの委員の方による幅広い意見が反映できるように工夫）

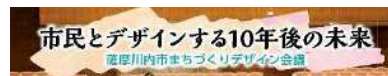
8

策定経過 ～ まちづくりデザイン会議 ③ ～



< まちづくりデザイン会議 市民フォーラム >

▼ グループごとに、委員が検討した10年後のまちのビジョンの中から、未来の何気ないシーンを思い描き、朗読劇形式による提言発表を実施



▲ 各分科会の座長から市長へ提言書提出

9



策定経過と第3次総合計画策定に向けて



市民と協働した未来のまちのビジョンとなるように、これまでの広聴活動の内容や計画（原案）諮問後のご意見などについて、検討・反映していくものとする。

代表者の意見

市議会・自治総合審議会

市民の声

令和デザイントーク・みらいアドバイザー・まちづくりデザイン会議・広聴会・令和コミュニティーク・パブリックコメント・地区振興計画等

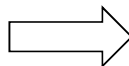
振返り

市民評価（アンケート）・基本業務評価・KPI 等

国の動き・トレンド

SDGs・CN、デジタル活用
人口減少・社会情勢の変化 等

反映



第3次

総合計画

10